

## 平成 18 年度事業計画書

(平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日)

### 1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構の主催する民商事分野の支援事業を受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施している。

国際協力機構からの受託事業収入は平成 8 年度 11 百万円から年々増加し、平成 14 年には 83 百万円に達したが、その後はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等一般研修の縮小等により受託総額はやや減少し、平成 17 年度にはウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトなど新たな事業が加わり、平成 15 年度～平成 17 年度は同規模の受託総額となっている。

平成 18 年度はベトナム法制度整備支援契約フェーズ 3 が平成 18 年 6 月で一応終了し、次に向けての準備期間となることからベトナム研修も当年度は予定されておらず、ベトナム関連は縮小するが、他方、ウズベキスタンプロジェクトが本格化し、受託事業規模は、ほぼ前年度程度となる見込み。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

国際協力機構受託事業収入/費用の推移(平成 17 年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出 (千円)
平成 12 年度	45,433	53,832
平成 13 年度	65,060	71,622
平成 14 年度	82,968	83,446
平成 15 年度	56,814	57,063
平成 16 年度	56,484	58,038
平成 17 年度	58,543	62,242
平成 18 年度(予算)	54,000	58,100

## (1)ベトナム法制度整備

平成15年7月にスタートしたベトナムとの3ヶ年法制度整備支援契約(フェーズ3)は、平成18年6月30日で一応終了し、次期プロジェクトの形成に向けた準備段階に入る。即ち、フェーズ3迄に我が国が行った支援活動の効果についての再検討と評価を行うとともにベトナム側のニーズの把握に努め、今後の支援の有効性・適切性について検討し、次期プロジェクトの形成に努める。

6月30日までは、従来の部会は継続される。

### (1)民法改正共同研究会(東京)

委員長 森嶌昭夫地球環境戦略研究機関理事長

委 員 9人

研究会 3回(6月まで)

### (2)民訴法改正共同研究会(大阪)

委員長 吉村徳重九州大学名誉教授

委 員 4人

研究会 1回(6月まで)

### (3)法曹強化共同研究会(東京)

委員長 松田亨司法研修所教官

委 員 4人

研究会 1回(6月まで)

### (4)判決標準化共同研究会(大阪)

委員長 井関正裕弁護士(元大阪高裁部統括判事)

委 員 4人

研究会 2回(6月まで)

その後、次期プロジェクト形成に向けて各研究会、W/Gの実務担当者による連絡会議を開催する。

当財団は当年度も引き続きこれら研究会、Working Group の事務局業務を担当する。

## (2)カンボジア法整備支援研修(カンボジア研修)

カンボジア民法、民事訴訟法草案作成支援プロジェクトは、平成15年3月の草案の引き渡しにより一段落したが、民事訴訟法は国会で、又、民法は閣僚評議会(内閣に相当)で審議されており当年度中の国会での成立を目指している。この両法案成立に向けての支援継続とともに法曹養成トレーナーズの研修について、引き続き日本側が支援協力を行う。

### 平成18年度カンボジア研修スケジュール

(各研修とも研修員8~10人、期間2~3週間)

平成18年度第1回 2~3月頃(大阪)

法曹養成機能強化 (日本側実施主体:カンボジア法曹養成共同研究会)

平成18年度第2回 2~3月頃(東京)

民法・民訴法及び関連法起草支援(日本側実施主体：民法・民訴法作業部会)  
場 所：法務総合研究所(大阪)、JICA 東京国際センター

### (3)カンボジア法制度整備

カンボジア民法及び民事訴訟法草案作成プロジェクトは4年間にわたり両国関係者の絶大な協力のもとに平成15年3月に草案引き渡しが完了したが、カンボジア側は(イ)両法案の国会審議・成立まで現地ワークショップや専門家派遣、本邦研修などの支援協力、(ロ)民法・民訴法関連法制度(施行法、供託法、戸籍法、人事訴訟法)構築支援、(ハ)司法官(裁判官・検事)養成学校、弁護士養成学校の運営への協力を要請してきており、国際協力機構とカンボジア司法省他関係機関との間で新たな法整備支援契約(フェーズ2)が平成16年4月からスタートしている(平成19年3月まで)。

当年度も従来からの下記部会が継続され、支援を続ける予定である。

(イ)民法作業部会(東京)

委員長 森嶌昭夫地球環境戦略研究機関理事長  
委 員 13人  
作業部会 9回/年

(ロ)民訴法作業部会(東京)

委員長 竹下守夫駿河台大学学長  
委 員 9人  
作業部会 8回/年

(ア)カンボジア法曹養成共同研究会(大阪)

委 員 5人  
作業部会 6回/年

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者5~6名を起用して取り進める。

### (4)ウズベキスタン法整備支援研修(ウズベキスタン研修)

ウズベキスタンは1991年のソ連邦崩壊後、中央統制計画経済から市場経済への移行を目指し、そのための法制度の整備を進めているが、課題が山積みしており、欧米諸国の法の継承により発展してきた日本による協力を求めてきた。国際協力機構及び法務総合研究所国際協力部は予備調査の実施を経て、平成14年度から5カ年計画で経済取引を促進する法制度に関する本邦研修を行っており平成14年は「中小企業法制」、平成15年は「土地法と担保制度」、平成16年度は「倒産制度」をテーマとして実施された。平成17年度からは最高経済裁判所を支援対象機関として倒産法注釈書作成支援プロジェクトが開始されており、これに関連し3回の研修が計画されている。

当財団は国際協力機構から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたっている。

**第6回ウズベキスタン研修（倒産法注釈書作成支援）**

平成18年5月(大阪、1～2週間)

**第7回ウズベキスタン研修（倒産法注釈書作成支援）**

平成18年7月(大阪、1～2週間)

**第8回ウズベキスタン研修（倒産法注釈書作成支援）**

平成18年9月(大阪、1～2週間)

何れも経済裁判所を中心に研修員3～4人

**(5)ウズベキスタン法制度整備**

平成14年からの5カ年計画での本邦研修に加え、平成17年度より最高経済裁判所を支援対象機関として倒産法注釈書作成支援プロジェクトが本格的に始まっており、当財団は本支援委員会の事務局業務を担当する。

**倒産法注釈書作成支援委員会(大阪)**

委員長 池田辰夫大阪大学教授

委 員 5人

委員会 13回/年

**(6)国際民商事法研修(地域研修)**

国際協力機構は従来の多数国マルチ研修(6～7ヶ国を対象とした一般研修)を見直し、平成15年度から経済、文化圏の近い地域別の研修体制に切り替えており、当年度は前年度に引き続きインドシナ半島4ヶ国を対象とした地域別研修を実施する。

この国際研修には、従来同様日本人研修員(法務省、裁判所、弁護士、企業法務)5～6名も加わり、5週間にわたり合宿により共同研修を行う。財団関係者による講師の引受、見学旅行や企業訪問、研修員によるカントリーレポート発表会、懇談交流会等研修を円滑に進めるため幅広い協力をを行う。なお、この研修に参加する日本人研修員の費用は原則として当財団が負担する。

**平成18年度国際民商事法研修(地域研修)**

対象地域：インドシナ半島4ヶ国

カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの司法省、裁判所、検察院等  
から各国2～3名、日本人5～6名、合計15～18名参加

期間：平成19年1～2月 約5週間

場所：法務総合研究所国際協力部(大阪)

研修期間中約1週間は東京で行い、また石川県金沢市での石川国際民商事法センター主催のシンポジウムにも参加する。

#### (7)日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー(インドネシア研修)

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、破産法、知的財産権、独占禁止法などの経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制度に注目し、法整備支援を要請してきている。

第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要があり、日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとして平成14年度にスタートし、(実質的には研修のカテゴリーに入る「インドネシア研修」と略称する。) 平成16年から3カ年で「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」をテーマとして本邦研修が実施されている。

当財団は国際協力機構から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

平成18年度日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー

平成18年7月(大阪、4週間)

裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など研修員10人~12人

#### (8)その他諸国(ラオス、モンゴル、インドネシア等)法制度整備

ラオス法整備支援研修(年2回本邦研修)は当初から名古屋大学及び法務総合研究所が国際協力機構から直接受託し、当財団はサイドからの協力に止まっている。また昨年度からラオス法整備全般について関係者会議並びに日本からの専門家派遣による現地Working Shopの支援活動について本邦での事務局業務を担当してきたが、ラオスとの法整備支援契約も平成18年5月で一応終了となる。当面は研修や現地 WS、関連会合に関連する会議設営、資料準備、翻訳、テープ起こし等の業務が主体となる見込み。

## 2 その他法整備支援事業

当財団は、国際協力機構のODA関係の事業とは別に法務総合研究所と共に日韓パートナーシップ研修を実施している。また当財団独自の立場での個別支援事業も行っており、これらを一括し、その他法整備支援事業として管理している。

#### (1)日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院(最高裁)と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成11年度から継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。当年度は従来のテーマを継続するが、今後の方向としては登記制度以外の民事行政制度への拡大、また大法院ルートを通じて両国にとって有効な新規プロジェクトを検討していきたい。

## 第8回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度についての実務上の諸問題

韓国セッション 平成18年6月12日～6月22日ソウル  
日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院公務員教育院(ソウル)において研修。

日本セッション 平成18年10月16日～10月24日東京  
韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)において研修。

## (2) 中国民法典制定への協力

中国は民法典編纂に向けて、最終的な検討段階にあり、中国社会科学院法学研究所は日本の民法学者の協力を求めている。

これに応え森嶌昭夫名古屋大学名誉教授を中心とする日本の民法学者有志（日中比較民法研究会メンバー4～5人）が、共同研究という形で参加しており、平成15年度第1回シンポジウムが北京で、平成16年度第2回シンポジウムが東京で開催された。平成17年度の活動は見送りとなったが、当財団は当年度も日本側の協力活動に対し、参加費用等について一部支援を行う。

## (3) その他諸国関係

国際協力機構のODA案件とは別に、新たに発生する法整備支援関係プロジェクトに対応するため、予備的に見込むもの。

# 3 シンポジウム等運営事業

## (1) 日中民商事法セミナー

当財団は國務院国家発展改革委員会を中国側の窓口として商務部や社会科学院法学研究所他関係機関の協力を得て中国との事業を取り進めており、当年度は第11回日中民商事法セミナーを北京で開催する。

### 第11回日中民商事法セミナー

時期・場所：平成18年9～10月 北京

テーマ：リサイクル経済を促す法律制度、または  
企業の自主革新を励まし、促進するための法律制度

主催 日本：当財団、法務総合研究所、JETRO

中国：國務院国家発展改革委員会

日本側講師：テーマに関する専門家講師2～3人派遣

本セミナーでは日中の開催地側より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は中国側よりの要請で現在中国が最重要視している環境問題、省エネ問題に関連するテーマとして上記を取り上げるが、日中双方にとり時宜を得たものと考える。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、この内容の一層の充実を計るとともに、国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

#### (2)国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟(特許法院)、平成16年度は日中の知的財産法制度をテーマとして実施した。

当年度も関係諸機関の協力も得て、年1～2回開催を目標とする。

#### (3)アジア太平洋諸国法制度シンポジウム

平成18年度～19年度の2ヶ年にわたり新たなテーマのもとに研究事業を立ち上げることとしており、この研究の中間段階でミニシンポジウムが開催されることを想定しているもの。

#### (4)他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会に関連したプロジェクトにも参加、協力していきたい。

ローエイシア国際会議への財団関係者の参加

法整備支援連絡会、石川国際民商事法センター主催シンポジウムの後援

## 4 調査研究事業

#### (1)アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家にお願いし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADR、第3期知的財産権、第4期国際会社法を実施してきたが、平成18年度～19年度の2ヶ年にわたり、コーポレートガバナンスに関連したテーマで新たな研究事業を立ち上げる。

コーポレートガバナンス研究会(仮称)  
主 催：法務総合研究所国際協力部、当財団  
後 援：JETRO  
期 間：平成18年度～19年度 2年間  
対象国：中国、タイ、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インドネシア等より選択  
研究会：関西～中京の学者・実務家5～6名

当年度は定期的研究会開催を中心に実施する予定。

#### (2)海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。当年度も1～2ヶ国を対象とする予定。

#### (3)資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記アジア太平洋諸国法制度調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

アジア・太平洋諸国知的財産権研究会及びシンポジウムの成果出版物については発行が遅れており、当年度になる見込み。

## 5 広報事業

#### (1)機関誌「ICCLC」発行

平成18年7月発行

平成17年度事業報告、平成18年度事業計画を掲載

アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム(国際会社法シンポジウム)

平成18年12月発行

第11回日中民商事法セミナー特集を予定

#### (2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

年間2～3回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を探載する。

#### (3)パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

## 6 特別事業

当年度は平成 8 年 4 月に当財団が設立されて満 10 年経過の年にあたることからこれまでお世話になった方々をお招きし 10 周年記念式典を開催することにしたい。

時 期：平成 19 年 1 月中旬

会 場：未 定

参加者：財団役員、学術評議員、一般企業会員

法務省、法総研関係者

JICA、JETRO、日弁連他関係団体・機関

その他財団事業の協力者

総勢 100 ~ 130 人

記念式典、講演、記念パーティを予定。